

社会福祉法人 育桜福祉会 令和2年度事業計画書

昭和56年（1981年）2月の法人設立から39年が経過し、令和2年（2020年）4月現在、日中活動サービス事業所（通所）10か所、障害者支援施設（入所）1か所の施設を中核に、身体障害者福祉会館1か所、グループホーム13か所をはじめ、法人独自に設置した、障害がある方たちの地域生活を支援するための地域生活支援室や相談支援室など、市内30か所の事業を実施する組織となっており、各施設及び事業所の利用者総数は600名を超えている。また、職員数も約430名であり、年間の事業費は約24億円の事業規模となっている。なお、年度内の令和3年2月には法人設立40周年を迎えることとなり、将来に残すべき資料等を整理するとともに、法人の基本方針等を再検討することとする。

令和2年度は、法人の第3期中期計画(2019年度～2023年度)の2年目の年度であり、同計画に掲げる、「利用者支援の充実」、「職員の確保・育成・定着に向けた取り組みの強化」、「法人の安定した経営」を目指し、次の重点運営項目への取り組みを着実に進めることとする。

さらに、社会福祉法人の地域における公益的な取り組みの一環として、共生社会の実現をめざし、各施設を起点とした障害の理解促進に向けた取り組みを推進する。

1 法人重点運営項目

(1) 利用者支援の充実

法人基本方針に基づき、健康で幸福を感じることができる快適な生活の実現に向けて、引き続き日常の支援を進めるとともに、苦情解決対応規定及び虐待防止対応規定に基づき、より一層、利用者の人権の尊重に努めるものとする。

特に、身体拘束と行動の制限の禁止には重点的に取り組むこととし、やむを得ない場合には、障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省）に基づき適正に実施する体制を整備する。

また、職員の就業管理システム（勤次郎）や利用者の生活支援システム（福祉見聞録・ケアカルテ）等の更なる有効活用等により、支援業務における事務負担の軽減に引き続き取り組むとともに、個別支援計画等の更新時期の誕生日への分散化を着実に実施し、十分な説明や相談の時間を確保するなど、利用者支援の充実に向けて、より一層の事業推進を図る。

併せて、利用者支援の充実に資するため、指定障害福祉サービス事業所等自己点検シート等を活用し、計画的な内部自主評価に取り組むとともに、障害者支援施設「桜の風」及び「しらかし園」において、福祉サービス第三者評価を受審すること

とする。

「桜の風」の運営については、社会福祉法人川崎聖風福祉会と構成した共同事業体の第2期指定管理期間の中間年となっており、入所施設としての体制を最大限に活用し個別支援の充実に努めるとともに、地域生活支援型（通過型）施設としての役割と機能を着実に果たしていくものとする。

利用者家族の高齢化を踏まえ、地域での生活を実現していく場としてのグループホームについては、昨年度末に新設した生活ホームいくおう・上作延の安定した運営を確保するとともに、それぞれのグループホームと日中の通所先との連携の在り方を災害時対応の観点から再検討することとする。

併せて、昨年度「わかたけ作業所」で、水害による床上浸水の被害が発生したことを踏まえ、川崎市によるハザードマップ等の関係資料を基に、震災対応に加え水害対応についても検討を進めることとする。

(2) 職員の確保、育成、定着に向けた取組みの強化

少子高齢化の急激な進展に加え、全国的には人口減少時代に突入し、全産業分野での労働力不足が社会課題となっており、とりわけ、福祉分野は厳しい状況が続いている。

こうした状況においても、障害福祉事業に特化し、川崎市域に事業を限定した法人としての特長を活かし、さらに、継続した法人の魅力発信に努め、人材の確保、育成、定着を図ることが、安定した事業運営のために不可欠である。このため、年度当初の新卒者採用のみならず、年度中途での転職者等の採用に向けた取組みを継続し、通年での採用計画に基づき職員採用を進める。

また、職員の育成、定着に向け、法人人材育成方針及び研修体系に基づき、職種や職務、経験年数に応じた多様な育成研修を実施するとともに、目標と自己統制による管理の手法を活用し、個別面談等を通じて管理職や役付職員とのコミュニケーションの機会を創出することにより、個々の職員の力を発揮できる環境づくりに取り組む。

さらに、職員が安心して働き続けられるよう、福利厚生制度や職場環境等の整備を進めるとともに、国の新たな福祉・介護職員等処遇改善加算制度の適応を引き続き進め、職員の処遇改善に向けた取組みを推進する。

障害者支援施設桜の風における新たな障害者雇用を引き続き運営し、法定雇用率の達成を図るとともに、施設外での仕事の創出等にも取り組むこととする。

(3) 法人の安定した経営

平成30年（2018年）度の障害福祉サービス等報酬改定を踏まえ、安定した事業運営が行われるよう、引き続き利用率の向上など収入増に向けて取組みを進めると

ともに、実施事業の再点検を行うものとする。

また、組織規程に基づき、法人としての組織力の向上を図るとともに、法改正や社会情勢の変化に適切に対応するため、必要に応じて関係諸規程の見直しを進める。

特にハラスメント対策については、労働施策総合推進法改正に適切に対応するため、必要な見直しを進めることとする。

さらに、今後の会計監査人の必置条件の引き下げへの対応も考慮し、内部管理体制の整備を進める。

施設の長寿命化と快適な環境確保に向けて、適切に設備等の更新を進めることとし、今年度は災害時対応も踏まえ、「白楊園」、「いぬくら」で、エレベーターの更新を行うとともに、経年劣化に対応するため「こぶし園」、「いぬくら」の屋上防水工事を実施する。

また、今年度は、川崎市北部身体障害者福祉会館及び、わーくす高津の指定管理期間の最終年にあたり、次期指定管理者公募に適切に対応するため必要な準備を行うこととする。

2 事業別重点運営項目

(1) 日中活動サービス事業所・身体障害者福祉センター

◎多機能型事業所(生活介護事業所及び就労継続支援B型事業所)

①わかたけ作業所(利用定員 55 名：生活介護 45 名・就労継続支援B型 10 名)

▼《生活介護：日中活動サービスの充実》

日中活動は作業活動が主体となるが、利用者の高齢化に対応し、健康に配慮した活動や、年齢に則した活動などの多様なプログラムの充実に取り組む。

▼《就労継続：工賃向上と施設外作業の充実》

月額工賃 3 万円の維持を目標とする。隣接する「日本理化学工業」とも連携し、施設内作業をはじめ施設外での作業にも取り組む。

利用者のスキルや社会経験の獲得、一般就労に向けた支援を行うとともに、個々の利用者の障害特性や生活状況にあわせて工賃を使うための支援を行い、作業の意義・意欲向上、一般就労への意欲向上に取り組む。

▼《地域生活支援の推進》

利用者・家族の高齢化が顕著となり、利用者とともにご家族の状況も踏まえながら、関係機関との連携をより一層強化し支援を行う。また、家庭状況を的確に把握し、早い段階から必要なサービスを提案し関係機関と調整を図る。

将来の生活スタイルを見据え、ショートステイの活用や単身生活、グループホームでの生活に向けた支援を行う。また、成年後見制度利用に向けた支援を検討する。

▼《危機管理の推進》

多摩川及びその支流である平瀬川に隣接し、昨年度、台風による水害に被災していることから、震災対応に加え水害に対応した防災訓練の実施や、避難方法の検討、防災備品の整備等を進める。

②白楊園(利用定員 80 名：生活介護 65 名・就労継続支援 B 型 15 名)

▼《生活介護：日中活動の充実》

利用者の希望する活動やニーズを整理し、生活の充実、健康の維持を目的に、多様なプログラムを提供する。

また、日中活動を社会参加の場として位置づけ、活動を通じて、社会の一員としての意識を醸成する。

▼《就労継続：経験の拡大・役割の自覚と責任感の育成》

作業活動の中で、個々の利用者の役割を明確化し、「仕事への責任感」の意識向上を目指す。

また、ニーズがある利用者には、企業見学、短期的な就労体験、企業実習等の場の提供を積極的に計画・斡旋する。

▼《社会参加の推進》

共生社会の実現をめざし、川崎市障害者しごとセンターとも連携し外部販売会等に積極的に参画するとともに、利用者が運営面の役割を担う体験を積むことで社会参加の推進を図る。

③しらかし園(利用定員 37 名：生活介護 25 名・就労継続支援 B 型 12 名)

▼《生活介護：健康プログラムの充実》

専門機関の評価結果を個別支援計画に反映させ、看護職員、栄養士とも連携し、適切な支援を行う。また、内科健診、生活習慣病健診、毎月の身体測定等の結果を基に、適宜適切に医療機関を受診できるよう支援する。

▼《就労継続：利用者支援マニュアル等の充実》

利用者支援標準マニュアルを見直すとともに、日常の職員間の打ち合わせや個別支援会議を通じて支援の質の向上を図る。

▼《地域交流の推進》

地域で開催される行事等に利用者とともに参加し、広く障害者施設での活動を啓発するとともに、障害者スポーツのボッチャ等を地域の方々と一緒に楽しむ取り組みや、その運営を利用者自身で行うことで地域との交流の機会を創出する。

また、月 2 回開催している「洋服ポスト」事業を通じて、しらかし園の活動を知

っていただけるよう広報に努める。

◎生活介護事業所

①こぶし園(利用定員 40 名)

▼《自己選択と社会参加の推進》

近隣の商店などの社会資源を活用し、利用者が自宅や施設内で使用する日用品や飲み物等を、可能な限り利用者自身の意思で選択していただく機会を増やすなど、自己選択と社会参加の推進を図る。

▼《高齢化に伴う利用者の健康維持と介護支援専門員との連携強化》

日々の健康状態の変化を、家庭での様子も含め把握するとともに、必要に応じ主治医や障害者更生相談所の評価を依頼し、適切な健康管理と維持に努める。また、介護保険制度における介護支援専門員とも連携し、利用者やそのご家族も含め必要とされる情報提供を図る。

▼《腰痛予防対策の強化と福祉用具活用の推進》

職員の腰痛予防対策と利用者の負担軽減を図るため、介護技術の向上に努めるとともに、積極的に福祉機器の導入を推進する。

②ゆずりは園(利用定員 50 名)

▼《社会生活支援の推進》

利用者が地域で生活していくための経験として、バスや鉄道などの公共交通機関の活用を進める。また、公共施設や近隣の商店等の利用、工場等の見学の機会を通じ、食事や金銭の管理、対人関係やコミュニケーション上のマナーなど、社会生活力を養うためのプログラムを進める。

▼《地域交流の推進》

パン工房パパゲノを「町のパン屋さん」として、引き続き地域にアピールするとともに、大師公園等の近隣地域で開催される地域のイベントに積極的に参加し、施設と地域の密接な関係構築を図る。また、防災訓練等で川中島小学校等地域と相互に連携できる関係を構築する。

▼《自治活動の推進》

施設内での自治活動を通じて、個々の利用者が自身の考えを表出し行動できるよう取り組みを進める。自治活動を知ることから始め、身近なテーマについて皆で少しずつ理解が進むよう支援する。

③あかしあ園(利用定員 40 名)

▼《自立生活支援の推進》

施設内の行事や活動について、利用者自治会でそれぞれ話し合いを行い、利用者の意思や意欲を尊重し、実現に向けたプロセスを重視した支援を行う。

▼《社会経験の場の確保》

買い物や、外出活動、社会見学、バザー参加等の体験の機会を確保するなど、社会生活スキルの向上を目指した支援を行う。

▼《人材育成の推進》

個々の職員が、すべての利用者支援に従事できることを基本ととらえ、多様な職員体制を編成し支援を行う。また、利用者の表情や行動を手掛かりとした、気づきの視点を大切にとらえ、利用者に寄り添った支援のできる職員育成に努める。

④いぬくら(利用定員 30 名)

▼《多職種連携によるチームアプローチの推進》

サービス等利用計画を軸とした個別支援計画に基づき、支援員、看護職員、栄養士等が互いの専門性を尊重し、統合した支援を展開するとともに、利用者との毎日顔を合わせる主たる支援者であることを自覚し、わずかな変化や新たなニーズに対して、必要な支援が行き届くよう努める。また、地域生活支援においては、他機関との連携・協働によるアプローチであることを意識して、積極的な情報共有を図り、相互信頼を築けるよう努める。

▼《地域生活維持のための支援の実践》

提供する活動が、利用者の地域生活に関連するものとなるよう工夫し、また、他者との間で、目的・時間・場面の共有や役割の分担を通して、社会性や人とのつながりが意識できるよう活動の場面を提供する。

利用者の通所を支える仕組みとなる送迎サービスについて、合理的かつ効率的な運用体制を目指す。また、入浴サービスの提供について、利用者の希望にこたえていくための仕組みや体制づくりを検討する。

▼《活動環境の整備》

施設内の整理整頓や備品の管理を徹底するなど、活動内容の拡大や安心して活動が行えるよう活動環境の整備を図る。また、利用者のニーズと各フロアの間接面の特色（広さ、機能、動線等）を勘案し、負担が少なく安心して活動できることを目標に、年度にこだわらず柔軟なフロア編成を行う。

⑤小向このはな園(利用定員 40 名)

▼《利用者増加に対応する安定した体制の構築》

川崎市特別支援学校卒業生対策及び幸区地域の障害福祉サービスニーズの状況を踏まえ、受け入れ態勢を着実に整える。

▼《適切な環境整備の推進》

利用者の増加に対応するとともに、開設から5年が経過した施設設備の補修・改善を行い、利用者が安心かつ安全に日中活動に参加できるよう適切な環境整備を進める。

▼《チャレンジしていくための土台の構築》

利用者支援にあたっては、障害特性の理解や支援の専門性を深め、支援マニュアル等により共通の認識や理解のもと、標準化された適切な支援の提供に努める。この共通理解に基づいた実践を実現するため、必要な打合せや各種会議、研修参加等を積極的に行い、職員間のコミュニケーションと支援技術の向上を図るとともに、チーム力と支援力の獲得に努め、職場として自信をもって業務にチャレンジしていくための土台作りを進める。

⑥北部身体障害者福祉会館作業室(利用定員 20 名)

▼《地域交流及び社会参加の取組みの推進》

地域の方々の期待度も高く、常連の方との触れ合いも増えてきた玄関前での自主製品およびリサイクル品販売会を、利用者主体の活動として継続するとともに、地域の販売会等に積極的に参加し、活動を通じた社会参加をさらに推進する。

また、障害のある人もない人も共に暮らす共生社会の実現を目指し、中学生の職業体験実習を引き続き受け入れるとともに、新たに小学校の授業等への関りを検討する。

▼《高齢化に伴う関係機関との連携強化》

利用者の高齢化による身体機能の低下が顕著となり、快適な生活・活動を支えるうえで、専門機関への相談や介護保険関係機関との情報交換を密に行い、連携して支援する。

生活環境を整えられるよう配慮し、自助具等の充実に向けても取り組む。

▼《食の楽しみの拡大》

宅配弁当事業者による日々の昼食のほか、外出と組み合わせた施設所在地周辺での食事(外食やデリバリー等)などを活用し、多彩な食の楽しみへの拡大を図るとともに、施設内から地域に向けた視点の拡大を図る。

▼《防犯・防災に向けた取組みの強化》

発災後の短期及び長期の対応を検討し、わーくす高津を含む北部身体障害者福祉会館内施設合同で防災訓練を実施する。また、防犯・防火・防災設備の状況を会館全体で一体的に把握し、緊急時には全職員が的確に対応できるよう体制を整備する。

◎就労継続支援B型事業所

わーくす高津(利用定員 30 名)

▼ 《作業環境の整備》

就労継続支援事業所として作業活動を日課の中心と位置づけ、利用者が充実感をもって活動に参加できるよう、個々の目標に沿った作業環境の整備に努める。特に一般就労や就労移行支援事業へのステップアップを希望している利用者に対しては、自己評価システムを導入し、その日の体調や気持ちを客観的に評価できるよう取り組む。

▼ 《就労体験及び施設外作業の推進》

就労の希望の有無に関わらずに、多くの利用者が就労体験や施設外作業に興味をもてるよう、個々の障害状況や作業能力に応じたわかりやすい情報提供を行う。特に施設外作業については、清掃作業を中心に、より多くの利用者が取り組みやすい仕組みを整える。

▼ 《余暇時間の充実》

利用者が、健康で充実した日常生活を主体的に過ごせるよう、各種運動プログラムを設定し、楽しく体を動かす機会を設けるとともに、施設周辺での清掃活動の機会を増やし、地域の一員としての自覚が育まれるよう支援する。

【身体障害者福祉センター】

北部身体障害者福祉会館

▼ 《利用環境の整備》

安全で安心な環境整備に心がけ、建物維持のための改修や備品の整備を、川崎市とも協議し適切に進める。

▼ 《利用の利便性向上への取り組み》

利用者の障害に関わらず、円滑な受付業務ができるよう合理的配慮に努めるとともに、設置されている印刷機、点字プリンター、コピー機、公衆電話等の有効活用に努める。また、印刷機、公衆電話については、適正な使用料金を設定し負担を求めることとする。

▼ 《防災・防犯体制の強化》

地震・火災・水害を想定した防災訓練を実施し、発災時、安全に非難できるよう準備を進める。また、発災後の短期及び長期の対応を検討し、作業室及びわーくす高津を含め、会館全体で防災訓練を実施するとともに、不審者への対応訓練も取り入れ、防犯への対応を検討する。

(2) 桜の風及び陽光ホーム

① 桜の風

(定員：施設入所支援 50 名・生活介護 44 名・短期入所 15 名)

▼ 《入所調整・地域移行に関する連絡調整機能の強化》

連絡調整に関する窓口職員を職務分掌に位置付け明確化し、入所調整・地域移行等に関連する関係機関との連絡調整を円滑に行える体制を整備する。

▼ 《各種委員会の着実な運営》

虐待防止委員会、リスクマネジメント委員会、権利擁護委員会、食事・衛生委員会が、それぞれに機能し、必要な協議検討を踏まえ新たな企画を施設全体で運営していけるよう充実強化する。また、施設長補佐のサポートのもと、施設全体に関する調査、協議、企画、推進の場となるよう調整を図る。

▼ 《人材育成の推進》

職員一人一人が主体的な目標を意識し、向上心を持って業務に取り組めるよう、上司と職員とのコミュニケーションの機会を創出するとともに、設定された個別の目標達成に向けて、必要な助言やサポートを組織的に行える体制を整備する。

また、職員が関心のある分野を把握し、業務に必要とされる知識・技術が獲得できるよう学習の機会を提供する。

②陽光ホーム(利用定員 16 名)

▼ 《地域移行の推進》

希望する身近な地域での生活の実現に向けて、利用者全員に情報提供やグループホームの見学、体験利用等のプログラムを実施するとともに、新しい暮らしのイメージを基に個別支援計画を作成し支援する。また、利用者が、計画相談センターや相談支援センター及び通所先施設からの情報提供を受けられるよう連携を図る。

▼ 《安全・安心な生活環境の提供》

苦情対応規程に基づき、利用者からの要望や苦情に対し速やかな対応に努めるとともに、土砂災害警戒区域に指定されている傾斜地を含め、必要な周辺の巡視等を随時実施し、安全な環境の確保に努める。特に今年度は、隣接する屋外プールの改修工事が予定されているため、実施主体である川崎市と連携し、利用者の出入り等の安全を確保することとする。

また、医療機関受診等に同行し適切な通院の機会を確保することにより、健康に留意し安心して生活できる環境を提供する。

▼ 《地域生活体験事業の推進》

隣接する障害者支援施設「桜の風」利用者の地域移行準備としての利用のほか、相談支援センター等からの紹介を積極的に受け入れ、体験後の地域移行についても連携して取り組む。

また、広く市内社会福祉法人や特別支援学校に利用案内を行い、積極的な広報

に努める。

(3) 南部及び北部地域生活支援室

(南部及び北部並びに西部生活ホーム運営センター)

第1・第2・第3・第4・第5・第6・第7・第9・第10生活ホームいくおう及び生活ホームいくおう・北加瀬並びに第1神木・第2神木・上作延 (総利用定員68名)

▼《生活ホーム運営センターを中核とする体制の強化》

各生活ホーム運営センター職員を中核とし、連携施設や日中活動サービス事業所と連携して、それぞれの役割分担の明確化、情報の共有化を行い、個々の利用者のニーズや必要性に即応した支援をサポートするとともに、円滑なホーム運営ができるように運営センター体制の強化を図る。

また、災害時に職員確保が困難となる状況も想定されるため、緊急時の協力体制についても検討し、実行可能な体制を整備する。

▼《世話人の育成》

約80名の世話人に対し、研修機会の拡大や個別面談の実施などを通じて、世話人業務の再確認を実施するとともに、利用者に対し、丁寧できめ細かいサービス提供ができる世話人の育成に取り組む。また、世話人が適宜必要なコミュニケーションを取れ、安心して業務に専念できる環境を整備する。

▼《食事内容の充実》

配食業者を利用した食事提供が、より安全で季節感をもち、食事中的話題が豊かになるよう、定期的に食材について配食業者と話し合いを行う。

▼《ICTを活用したシステム等の有効活用》

職員の就業管理システムや利用者の生活支援システムの有効活用等により、事務の効率化を図り、利用者支援のための時間的余裕を確保するとともに、生活支援システムにおいて共通化された個別支援計画書やケース記録を活用し、きめ細やかなアセスメントの実施に努める。

(4) 相談支援室

①障害者相談支援センター

(たかつ基幹相談支援センター・いまい地域相談支援センター・計画相談センターいくおう)

▼《安定した相談支援センターの運営》

専門職種を配置し、3事業所が連携して人材の育成に向けて研修等を行い、特

に、基幹及び地域相談支援センターは川崎市からの受託事業として、それぞれの機能、役割が果たせるよう、安定した運営に努める。

▼ 《相談支援専門員の人材育成と資質向上》

定期的に法人内相談支援センター連絡調整会議を開催し、課題の解決に向けて検討を行うとともに、受講した研修について情報共有を図り、制度改正等に敏感に対応できる体制で取り組む。また、積極的に外部研修を受講し、資質向上の機会を確保する。

▼ 《情報管理の徹底》

個人情報保護規定に基づき、適正な情報管理を徹底する。

②ホームヘルプいくおう

▼ 《安定したサービス提供体制の整備》

ホームヘルパーの確保に引き続き取り組むとともに、限られた人的資源を合理的かつ計画的に活用し、安定的・継続的サービスが提供できるよう、体制の整備を図る。

▼ 《ホームヘルパーの育成》

ホームヘルパーの相談には、具体的支援方法の提示や同行を実施するとともに、法人内外の研修受講を計画的に進めます。また、報告書の書式を見直し、利用者の活動状況や食事を含む健康状態など、加齢に伴う変化の把握に努める。

▼ 《関係機関等との連携》

日中活動サービス事業所、グループホーム、相談支援センター及び地域生活支援室等と協力して支援に取り組む。

▼ 《防災対策等の推進》

災害対策マニュアル、感染症マニュアルの徹底を図る。